

安全保障理事会決議 1960(2010)

2010年12月16日、安全保障理事会第6453回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1325(2000)、1612(2005)、1674(2006)、1820(2008)、1882(2009)、1888(2009)、1889(2009)および1894(2009)、ならびに安保理議長の全ての関連諸声明における、相互に強化しあう方法における、諸決議の継続したまた完全な履行への公約を再確認し、

2010年11月24日の事務総長報告書(S/2010/604)を歓迎し、しかしながらとりわけ女性と子どもに対する、武力紛争の状況における性的暴力の問題への緩慢な進捗状況に対して深く懸念し続け、事務総長報告に記されているように、性的暴力が世界中の武力紛争において生じていることに留意し、

武力紛争の状況における性的暴力を含む、武力紛争の状況における女性と子どもに対する暴力への安保理の繰り返される非難にもかかわらず、また即座の効果をもつそのような行為を阻止するための、武力紛争の全ての当事者に対する安保理の呼びかけにも関わらず、そのような行為が発生し続け、またある状況においては、残虐性の甚だしい水準にまで達するほど、体系的および広範囲に及ぶことに深い懸念をくり返し表明し、

全ての国家および非国家の当事者に対して、あらゆる形態の性的暴力の禁止を含む、適用される国際法の下で自らの義務を十分に遵守する必要性をくり返し表明し、

文民および軍人の指導者に対して、上官命令の責任の原則に一致して、性的暴力を防止するための公約および政治的意思を示すことまた不処罰と闘い説明責任を強化することの必要性、およびその不作為は紛争における性的暴力の事件が容認されるという意味を伝え得ることをくり返し表明し、

不処罰を阻止し、文民に対して行われたジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪およびその他のはなはだしい犯罪に責任を有する者を訴追する国家の責任を想起し、またこれに関して、紛争中また紛争後の状況において国内の司法制度が著しく弱体化していることを認識しつつ、性的暴力の犯罪者のわずか限られた数のみが訴追されていることに懸念しつつ留意し、

決議 1888(2009)に従い、法の支配を強化する目的で国家機関を支援する専門家集団を活動可能とする進捗状況を歓迎し、また現地の国際連合の駐在を通じて活動し、またこの点

に関して受け入れ国の合意に従い、武力紛争における性的暴力に関して特に関心を持つ状況に早急に同集団を配置する重要性を再確認し、この任務を支援する自発的拠出金に感謝し、

国家が、国際法により規定されている通り、自らの管轄権の下にあり、また領域内の全ての人々の人権を尊重した事実とする主要な責任を有することを確認し、

武力紛争の当事者が、文民の保護を確実にする全ての実行可能な措置をとる主要な責任を有することを再確認し、

国際人道法が、武力紛争中の市民の一部として女性と子どもへの一般的な保護を、また特に危険にさらされている事実故に特別な保護を提供することを想起し、

紛争中または紛争から回復する社会が武力紛争により影響を受けた文民に対して行われた過去の人権侵害を受け入れ、またそのような人権侵害行為を将来予防するために、不処罰の阻止は必要不可欠であることを再確認し、国内、国際的また”混合”刑事裁判所ならびに真実和解委員会を含む、多様な種類の司法および和解のメカニズムが考慮されていることに注意を払い、そのようなメカニズムは重大犯罪の個人の責任のみならず、平和、真実、和解および犠牲者の権利をも促進することに留意し、

国際刑事裁判所のローマ規程および国際的なアドホック刑事裁判所の規程に多様な性暴力犯罪が含まれたことを想起し、

国際社会の支援と共に、とりわけ地方において、性的暴力の犠牲者に対する、健康管理、精神的支援、法的支援および社会経済再統合サービスへのアクセスを増加させる、国家の重要性を再確認し、障害を持つ人の特別なニーズを考慮し、

性的暴力の予防および対応を含み、全ての委託された任務を実行するために、平和維持ミッションを可能とする十分な能力および明確かつ適切な指針の必要性に関する、平和維持活動特別委員会の報告書(A/64/19)に含まれている提案、結論および勧告を歓迎し、また全てのミッションの部門および指揮系統の全てのレベルがミッションの職務権限およびその関連する責任に関与しました適切に情報を得ていることを確実にする目的で、武力紛争における性的暴力の事件の予防および対応を含み、文民の保護に関する上級のミッション指導者による関与の確保の重要性を強調し、また文民保護の職務権限の履行に関する活動上の手段を策定する事務総長による進展を歓迎し、さらに、兵力および警察提供国に対して、これら重要な資料を最大限活用し、またこれについてのフィードバックを提供することを

奨励し、

正式な和平プロセスへの女性の代表不足、性的暴力を扱う適切な訓練を受けた仲介者および停戦監視員の不足、および国際連合が支援する平和会談において平和仲介者の長または指導者としての女性の不足に対応する事務総長の取組を確認し、またさらなるそのような取組を奨励し、

文民、軍事および警察機能における平和維持ミッションへの女性の包含を歓迎し、彼女たちの存在によって、地域社会からの女性が性的暴力の行為について報告を行うことを奨励する可能性を確認し、

2010年11月24日の事務総長報告書(S/2010/604)を審議し、また、本決議は、事務総長報告書に言及されている状況がジュネーブ諸条約およびその追加議定書の文脈における武力紛争であるのか否かについて法的な決定を行うことを求めていること、またこれら状況に関与する非国家当事者の法的地位について予断を与えるものではないことを強調し、

1. 性的暴力が、戦争の戦術または市民に対する大規模あるいは体系的な攻撃の一部として用いられまたは行われた場合には、武力紛争の状況を著しく悪化させ長期化させまた国際の平和と安全の回復を妨げることを再確認し、またこれに関して性的暴力のそのような行為を予防しまた対応する効果的な措置は国際の平和と安全の維持に著しく貢献することを確認し、また安保理の議題に関する状況を審議する際に、必要な場合には、武力紛争の状況における広範にあるいは体系的な性的暴力に対応する適切な措置を取る用意があることを表明する。
2. 武力紛争の全ての当事者による即座の実施により、性的暴力の全ての行為の完全な停止を求める安保理の要求をくり返し表明する。
3. 事務総長に対し、決議 1820(2008)および 1888(2009)に従い提出される事務総長年次報告書において、婦女暴行あるいは性的暴力の他の形態を行ったことが確かに疑われあるいは責任を有する、武力紛争の当事者に関する詳細な情報を含めること、また年次報告書の添付資料において、安全保障理事会の議題に関する武力紛争の状況における婦女暴行あるいは性的暴力の他の形態を行ったことが確かに疑われあるいは責任を有する当事者を記載することを奨励し、また適宜、関連する制裁委員会の手続に従う措置を含み、その一覧表をこれら当事者との国際連合のより集中した関与の基礎として用いるその意図を表明する。

4. 事務総長に対して、本決議に従い、またその詳細さを考慮し、事務総長報告書 A/64/742-S/2010/181 の第 175、176、178 および 180 項に一致して武力紛争における性的暴力に関する事務総長の年次報告書において掲載されている当事者の一覧表への掲載および非掲載の基準を適用することを要請する。
5. 武力紛争の当事者に対して、特に、性的暴力を禁止する指揮系統を通じての明確な命令および行動規範、戦闘地域マニュアルまたはそれに匹敵するものの発出を含む、性的暴力と闘う特定かつ期限付きの公約を行い実施することを求め、またそれら当事者に対して、犯罪行為者の責任を迫及するために、申し立てられた侵害行為の時宜にかなった調査について特定の公約を行いまた履行することをさらに求める。
6. 事務総長に対して、婦女暴行および他の性的暴力の形態に従事する、安全保障理事会の議題に関する武力紛争の当事者によるこれら公約の履行を追跡し監視し、また関連する報告書および説明において安保理に定期的に情報を更新することを要請する。
7. 武力紛争の状況において対象を絞った制裁を採用しあるいは更新する際に、婦女暴行および性的暴力の他の形態に関連する基準を明示することを、適切な場合には、含むことを考慮するその意図をくり返し表明し、また全ての平和維持活動および他の関連する国際連合ミッションおよび国際連合機関、とりわけ子どもと武力紛争に関する作業部会、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表および紛争時における性的暴力に関する事務総長特別代表に対して、関連する国際連合安全保障理事会制裁委員会の監視集団および専門家集団を通じてを含み、関連する国際連合安全保障理事会制裁委員会と、性的暴力に関する全ての関連する情報を共有することを求める。
8. 事務総長に対し、現地レベルでの一貫したまた調整されたアプローチを確実とする、武力紛争および紛争後における婦女暴行を含む紛争関連性的暴力ならびに、適切な場合には、決議 1888(2009)の履行に関する他の状況に関する監視、分析および報告の取極を、各国の特有性を考慮して、確立することを要請し、また事務総長に対して、子どもと武力紛争に関する安全保障理事会決議 1612(2005)および 1882(2009)の下で履行される監視および報告メカニズムの保全および特有性を十分に尊重しつつ、目標とされまた対象を絞ったまた段階を追った措置を含む、適切な行動についての安保理の審議を支援するために、婦女暴行および他の形態の性的暴力の事件、傾向および行動様式のデータ収集および分析を強化するため、国際連合の主体、国家機関、市民社会組織、健康管理サービスの提供者また女性集団と関与することを奨励する。
9. 事務総長に対して、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表および紛争時におけ

る性的暴力に関する事務総長特別代表の間の取組の十分な透明性、協力および調整を確保とし続けることを要請する。

10. 決議 1888(2009)に従い、平和維持ミッションにより多くの女性保護助言者を任命することを期待し、また本決議第 8 項に従い設立される監視、分析および報告の取極の枠組における女性保護助言者の潜在的な貢献に留意して、ジェンダー助言者の任務を歓迎する。
11. 事務総長による、平和維持活動要員のための性的暴力と闘う、シナリオに基づいた訓練資料の作成を歓迎し、加盟国に対してそれらを国際連合平和維持活動の準備および展開の参照として用いることを奨励する。
12. 職務権限を実行するために、ミッションは現地社会と効果的に交流しなければならず、事務総長に対してそのようにするミッションの能力を改善することを奨励することを強調する。
13. 職務権限の許可およびその更新において性的暴力に関して注意を払い、事務総長に対して、適宜、技術支援ミッションにおいてジェンダーの専門家を含めることを要請する安保理の意図を表明する。
14. 紛争時における性的暴力に反対する国際連合行動、また他の関連する国際連合システムの部分により構成される機関に対して、前述の紛争時における性的暴力に関する事務総長特別代表の任務を支援し続け、また本部および国家レベルにおいて調整を強化し重複を避けるためにまた全システムの対応を改善するために、全ての関連する利害関係者の間での協力および情報共有を強化することを奨励する。
15. 加盟国に対して、国際連合平時活動により多くの女性の軍事および警察要員を展開すること、また特に自らの責任を実行するために、性およびジェンダーに基づいた暴力に関する十分な訓練を全ての軍事および警察要員に提供することを奨励する。
16. 事務総長に対して、国際連合平和維持および人道要員による性的搾取および虐待についてゼロ・トレランス政策を実施する取組を継続し強化することを要請し、事務総長に対して、軍事および警察要員の展開前また導入訓練に性的暴力に関連する指針を提供しまた展開し続けること、また現地レベルでの性的暴力に対応し、展開前および導入訓練において性的暴力に対応する軍事および警察要員の指針を含む目的で、軍事および警察要員提供国に技術支援が提供されることを確保とするために、状況特定手続を発展させ

る上でミッションを支援することをさらに要請する。

17. 決議 1888(2009)に従い、性的暴力に関する説明を提供し続けるように、紛争時における性的暴力の特別代表を招請する。
18. 事務総長に対して、決議 1820(2008)および 1888(2009)の履行に関して安保理に年次報告を提出し、また決議 1820(2008)および 1888(2009)ならびに本決議の履行に関する 2011 年 12 月までの次回の報告書に、特に以下を含め提出することを要請する。
 - (a) 時宜にかなないまた倫理的な情報の集積に関する詳細な調整および戦術計画；
 - (b) 第 8 項に記されている、監視、分析および報告の取極の履行においてなされた進捗状況に関する情報；
 - (c) 婦女暴行あるいは性的暴力の他の形態を行ったことが確かに疑われあるいは責任を有する武力紛争の当事者に関する詳細な情報、および安全保障理事会の議題に関する武力紛争の状況において婦女暴行あるいは性的暴力の他の形態を行ったことが確かに疑われあるいは責任を有する当事者の一覧が記載された添付資料；
 - (d) 性的暴力に対応するために、常駐調整官/人道調整官 (RC/HC)、国際連合国別現地チーム、また適宜、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表および紛争時における性的暴力に関する事務総長特別代表、および/あるいは専門家集団と密接に活動するために性的暴力に関する国際連合ミッションフォーカルポイントによる取組を更新すること；
19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。